

Weekly Report

第453号
平成30年4月16日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

30年度改正による賃上げ税制の要件等

持続的な賃上げ等を促進するため、30年度税制改正において、国内雇用者に対する給与等支給額を増額させた場合に一定割合を税額控除できる所得拡大促進税制が改組されました。

◆主な要件等は

要件等は大企業と中小企業で異なります。なお、税額控除は法人税額の20%が上限です。

◎**大企業**……①継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が3%以上、及び②国内設備投資額が当期の減価償却費総額の9割以上である場合に、給与等支給総額の対前年度増加額の15%が税額控除できます。また、①及び②に加え、③教育訓練費が前期・前々期の年平均額から20%以上増加を満たす場合は、増加額の20%が税額控除できます。

◎**中小企業**……①継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が1.5%以上である場合に、給与等支給総額の対前年度増加額の15%が税額控除できます。また、①の増加率が2.5%以上である場合に、②教育訓練費が前期から10%以上増加、又は③経営強化法の認定に係る経営力

向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明、のいずれかを満たす場合は、増加額の25%が税額控除できます。

◆判定の対象となる「継続雇用者」とは

改正では、上記の要件における「継続雇用者」の範囲も見直され、前期から当期までの全期間の各月で給与等の支給を受けた国内雇用者で、雇用保険の一般被保険者が対象となります。

これにより、継続雇用者に対する給与等支給額の総額について、前年度と比べた増加率が判定の基礎となります。

日本公庫による融資制度の主な拡充等

日本公庫による融資制度が30年度予算成立に伴い、以下の拡充等が実施されました。

◎**経営者保証免除特例制度の要件緩和**……対象者の要件のうち、「事業資金の融資取引が1年以上」とされていた要件が緩和され、初めて取引する場合でも利用できるようになりました。

◎**働き方改革推進支援資金の創設**……長時間労働の是正や、非正規雇用の処遇改善など、働き方改革の趣旨に沿った取組を行う方を対象とした融資制度が創設されました。

◎**企業活力強化資金の拡充**……対象者に「取引先に対する支払い条件の改善に取り組む方」が追加されました。

4月の給与計算する前にご確認を！

新入社員からは、扶養親族の有無にかかわらず、「扶養控除等（異動）申告書」を受理、子女の就職等で扶養親族数に変更があった社員からも「扶養控除等（異動）申告書」を受理します。

また、協会けんぽの保険料率は都道府県ごとのHP等で確認します。介護保険料率は1.57%に引下げ、雇用保険料率は据え置きです。

★振替納税をご利用の方、所得税は4月20日（金）、消費税は4月25日（水）が振替日です。
念のため預貯金残高をご確認ください。